

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

- ・秋田県の東南端に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県に、南は宮城県に接し、東西に17km南北に30kmと細長い地形で、総面積203.69km²のうち山林原野が93%、このうち国有林がほぼ半分を占める。村中央部を成瀬川が縦断し、これに沿って集落が点在している。
- ・標高は、最低160mであり、最高1424mの秣岳（まぐさだけ）周辺は風光明媚な栗駒国立公園となっている。
- ・気候は概して冷涼で、積雪は2m（多いときは3～4m）に達し、積雪期間は5ヶ月にもおよぶ特別豪雪地帯である。
- ・明治21年4月17日（1888年）の町村制の発布にともない、同22年4月1日（1889年）、田子内村・岩井川村・椿川村が合併し、東成瀬村として村制が施行された。



②想定される地域の災害リスク

(洪水：東成瀬村ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、国道342号と並行し、村の中央部を縦断している成瀬川が大雨によって氾濫した場合、洪水が想定される区域を示している。

降雨の状況により想定と異なる浸水深や地図に表示された浸水区域以外でも浸水する恐れがある。

川が浸水しない場合でも低い土地等で浸水被害（床上、床下浸水）が起こる場合がある。浸水想定区域内には、2事業所があり、河道内浸水区域には、事業所はない。ハザードマップ上の浸水区域での事業者は、少ない状況であるが災害対応の準備は必要である。

地区	浸水想定区域	河道内浸水区域	■ 浸水想定区域 ■ 河道内浸水区域
田子内 (蛭川農村公園付近)	南側 約600m 北側 約200m エリア内 事業所 0件	約1.1km エリア内 事業所 0件	
滝ノ沢 (不動滝ほたるの里公園付近)	滝ノ袋 北側 約100m 滝ノ沢 北側 約100m エリア内 事業所 0件	滝ノ袋 約250m 滝ノ沢 約200m エリア内 事業所 0件	
肴沢 (国道342号との交流付近)	押村 約150m エリア内 事業所 0件	押村 約400m エリア内 事業所 0件	

地区	浸水想定区域	河道内浸水区域	 浸水想定区域 河道内浸水区域
岩井川・手倉 (国道342・397号との合流付近及び合流付近から南へ1.3km)	合流付近北側 農村公園じょうか付近約200m 合流付近から南へ左右約1.3km (数か所河道内浸水区域あり) エリア内事業所 2件	合流付近北側 約900m 合流付近から南へ左右に約1.3km エリア内事業所 0件	

地区	浸水想定区域	河道内浸水区域	 浸水想定区域 河道内浸水区域
小五里台	エリア内 事業所 0件	エリア内 事業所 0件	

(土砂災害：東成瀬村ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、村を縦断している国道342号線及び394号に沿って両側に山々が立ち並んでおり、村内の複数のエリアで「がけ崩れ、土石流、地滑り等」の土砂災害が生じる恐れがある。

土砂災害凡例	地区（集落等）等
土石流・急傾斜地 特別警戒区域	滝ノ沢一部 エリア内事業所 0件
急傾斜地崩壊危険 箇所	滝ノ沢、肴沢、下田、田子内、平良、蛭川、岩井川、入道、手倉、 五里台、谷地、大柳、草の台、菅ノ台の一部 エリア内事業所 10件
地すべり危険箇所	平良、蛭野、手倉、五里台、谷地、天江、大柳、草の台の一部エリ ア内事業所 3件
土石流危険溪流氾 濫域	田子内、蛭川、肴沢、岩井川、入道、手倉、五里、谷地、大柳、 菅ノ台 エリア内事業所 22件
土石流危険渓流域	源頭畑、谷地上村、他土石流危険溪流氾濫域に接した山々 エリア内事業所 0件

土砂災害警戒危険箇所での事業者は、全体的にみると土石流危険溪流氾濫域で営業している事業者が多い。その中でも岩井川地区が14件と特に警戒が必要である。岩井川地区においては、急傾斜地崩壊危険箇所も5件と多い。地すべり危険箇所においては、山間部へ行くほど警戒が必要となる。

(雪崩：東成瀬村なだれ危険箇所マップ)

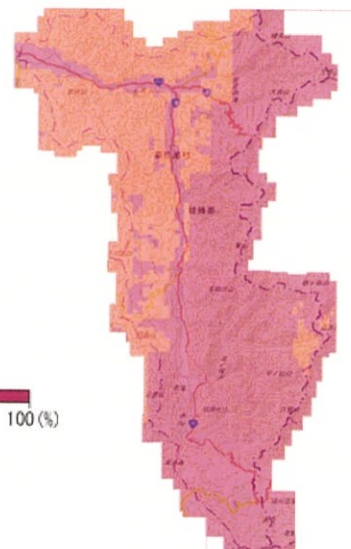
豪雪地帯指定市町村において、過去に雪崩が発生または、発生する恐れがあり、かつ人家や公共施設等に被害を与えたか、又は、与える恐れがある箇所が指定されている。

危険箇所は、土砂災害警戒危険箇所とほぼ同じで成瀬川に沿って両側の山々からの雪崩が警戒されている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図では、川沿いの地域及び西側の山間部で地震が発生する確率が高い。

そのほかの地域に関しては、26%以下となっている。



(火山：栗駒山火山ハザードマップ)

マグマ・水蒸気噴火の想定火口範囲にある昭和湖（岩手県）では、有毒な火山ガスが発生しており、立ち入りが禁止されている。

令和元年5月30日から気象庁は、栗駒山「噴火警戒レベル」の運用を開始し、大規模噴火で最悪の場合、泥流が成瀬川を下り、本体工事中の成瀬ダムも越えて下流自治体に被害が及ぶ可能性があるとして監視をしている。噴火した場合当村は、厚さ1cmの噴石、火山灰が堆積する範囲となっている。

「噴火警戒レベル」は噴火時に住民や観光客、登山者らにとるべき防災行動を、

▽レベル5（避難） ▽レベル4（避難準備） ▽レベル3（入山規制）
▽レベル2（火口周辺規制） ▽レベル1（平常）

と示している。

栗駒山は現在「レベル1」となっているが、秋田、岩手県境の昭和湖付近で高濃度の火山ガス（硫化水素）が検出され、入山者が多い「須川コース」が立ち入り禁止となっている。

(その他雪害対策)

当村では、冬期間における空き家の管理方法として定期的な確認により建物の破損箇所の処置、周囲の建物や道路へ迷惑が掛からないように早めの除雪を勧めている。また、当村から離れている所有者は、親戚や近所の人などに依頼するように勧めている。

積雪は2m（多い時は3～4m）に達し、積雪期間は5ヶ月にもおよぶ特別豪雪地帯であり、雪下ろし作業事故への注意喚起を行っている。

(2) 想定される感染症リスク

(新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等)

当村は、県境に位置しており、成瀬ダム工事の関係で県外からの往来が多い地域である。

感染症は、ひとたび発生して拡大すれば個人の健康のみならず社会経済全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあることに留意し、発生した場合は、迅速な初動対応が拡大防止の第一要件である。そのため、日ごろからの発生状況の把握と情報分析等を通じた対応の事前準備に努めるものとする。

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 105件
- ・小規模事業者数 87件

【内訳】 (令和2年2月29日現在)

	商工業者数	小規模事業者数	事業者の立地状況等
製 造 業	12件	7件	村内の田子内、岩井川、椿川付近に点在している
建 設 業	26件	23件	村内に点在しており、洪水、土砂災害の危険個所に位置する事業所が多い
卸・小売業	23件	18件	小売店に関しては、各集落または、近隣集落に1～2店舗点在している。 洪水、土砂災害の危険個所に位置する事業所が多い
サービス業 (内飲食・宿泊)	36件 (11件)	34件	宿泊・飲食店の多くは、岩井川方面に立地 その他のサービス業は、村内に点在している
そ の 他	8件	5件	村内各地に点在している
合 計	105件	87件	

(4) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・東成瀬村総合計画（基本構想）による防災対策の充実・強化

基本目標である「人と環境にやさしい協働のむらづくり」を進めるため、安全で安心して暮らしやすい環境づくりを柱の一つとして、防災体制の強化や災害に強い郷土づくりを推進している。

- ・東成瀬村地域防災計画の策定

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、昭和42年に策定している。その後3回にわたり修正を重ね、現在、平成26年3月の第3次修正版を運用している。村内における多種の自然災害に対処するため、国、県、村、公共機

関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して、村における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。加えて、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えている。

- ・情報伝達体制の整備

災害等非常緊急時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行い、併せて一般行政情報伝達の円滑化を図り、住民福祉の向上に資することを目的に、平成26年に防災行政無線施設を整備し、運用している。

- ・ハザードマップの作成（平成30年2月）

自分が住んでいる地域の避難所や危険箇所、起こりうる災害等を確認するとともに、日ごろの備えや家庭での防災対策に活用し、災害時に安全を確保することができるようハザードマップを作成している。

- ・防災用品及び備蓄品の確保

食料品や衛生用品等の生活関連物資を村内4箇所に備蓄している他、各地区集会所に長時間停電に対応するための発電機及び暖房器具を配備している。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

「BCP関連の専門家派遣」、「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子やパンフレットで小規模事業者等へ配布・周知を図った。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

関係機関等で開催のBCP政策関連セミナー開催への参加を推進した。

今までに小規模商工会という事もあり、単独でのセミナー開催実施はない。

- ・防災備品

スコップ、懐中電灯、非常食等、だるまストーブ、ガスコンロ、工具、ゴミ袋等を備蓄

- ・防災訓練への参加

消防設備点検業者による防災訓練（火災訓練）を毎年実施（村教育委員会）

II 課題

当村における小規模事業者に対しての防災・免災対策への支援課題は、次の通りである。

[課題]

①事業者BCP（事業継続計画）に対する知識不足

管内小規模事業者のほとんどがBCPに対して関心が薄く、実際に「BCPとは何なのか？」まで詳しく理解している人は少ないというのが実状である。

②職員のBCP策定に関するスキル及び職員不足

小規模事業者への策定支援スキルに課題がある。また、事務長兼務の経営指導員が1名と経営支援員、嘱託職員の3人体制のためBCP策定を早期に進めるには、経営指導員が不足

している。

専門知識やノウハウを習得するため、専門家や損保会社等との連携が必要とされる。更には、秋田県商工会連合会南部支援センターと連携して取り組み強化を図る必要がある。

③村と商工会の連携体制が整っていない

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

Ⅲ 目標

近年は、予想を超える大地震災害の発生や局地的な集中豪雨等の災害が多様化している。記録的な暖冬であったり、豪雪であったり異常気象が連続するなど、先が読めない状況となっている。管内の小規模事業者に対し事業継続のための災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。

また、感染症等拡大予防として国や県の定めるガイドラインに従い対応し、小規模事業者に対して「新しい生活様式」の周知を図る。

発災時は、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内体制の整備図るために行政や関係機関との連携体制を構築する。

①小規模事業者へのBCP策定支援強化

会報等でBCP策定の必要性を伝え、経営指導員の巡回訪問やセミナー開催により小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・当村の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

専門家派遣制度の活用や損害保険会社と連携することで周知の強化を図る。

②商工会報や村広報、当会ホームページ、メールマガジン、SNS等において、国・県・関係機関が運営するポータルサイト等の活用を紹介し、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③小規模事業者に対し、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得損失や事業主・従業員等の人災、連鎖倒産・復旧資金等金銭面での対策も必要であることが求められる。そこでリスク管理状況を確認するためにリスクチェックシートを用いて簡易診断を実施しリスク軽減の取組みや対策を説明・提案し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及びアドバイスを行う。

■商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収不能等に対する補償 ○事業主・家族・従業員の病気（ガン）やケガ等への補償 ○廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立制度
賠償責任のリスク	○製造者責任（PL）・情報漏洩等に関する賠償補償
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 小規模事業者に対する感染症拡大予防の周知

①国や県が定める「新しい生活様式」の周知を図る。

3) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・令和2年9月11日 事業継続計画（第1版）作成

4) 関係団体等との連携

・職員間でのOJT研修をはじめBCP策定セミナーや個別支援について連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、リーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・商工会災害状況報告システムの活用

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を把握し、村担当課との情報共有を図り、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害時の連絡ルート等を役員会にて年1回再確認する。(商工会役員への周知)
- ・施設内での避難訓練の実施時に再確認する。(施設内職員への周知)
- ・商工会災害状況報告システム活用方法の確認(商工会職員内周知)

< 2. 発災後の対策 >

- ・災害発生時には、人命救助第一とし、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員への安否確認・・・発災後、1時間以内

確認方法・・・SNS等やメールを活用

確認内容・・・業務への従事・出勤の可否、大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)

②三役への安否確認・・・発生後1時間以内に行う。

確認方法・・・携帯電話やメールを活用

確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
その他、近隣家屋や会員の安否情報等

③役員への安否確認・・・発災後、2時間以内

確認方法・・・三役の協力のもと携帯電話・メールで確認

確認内容・・・大まかな被害状況(本人・家族の被災、家屋被害や道路状況等)
その他、近隣家屋や会員の安否情報等

④会員への安否確認・・・発災後、1日以内に地区ごとの役員を通じて情報収集

⑤情報共有及び報告・・・安否確認結果の連絡窓口

東成瀬村商工会 事務長 → 東成瀬村企画課 課長 → 秋田県産業政策課

※連絡窓口の者が連絡困難な場合は、第2連絡窓口として当会では、経営支援員、
当村では、企画課商工労働担当とする。

商工会災害状況報告システム活用による情報共有

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、携帯電話やメール等で状況を確認する。

- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
- ・想定する応急対策の内容は、次の判断基準とする。

被害規模の目安及び想定する応急対策（判断基準）

被害規模	被害状況	応急対策の内容（想定）
大規模被害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口設置 （相談業務強化） 2) 被害調査 （経営課題の把握解決業務） 3) 復興支援業務
小～中規模被害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口設置 （相談業務強化） 2) 被害調査 （経営課題の把握解決業務） 3) 復興支援業務 （個別支援）
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	応急対策なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

被害情報の共有（東成瀬村）

期 間	情報共有する間隔
発災後～1週間以内	1日に4回共有する（9時、11時、14時、16時）
1週間～2週間以内	1日に2回共有する（9時、14時）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する（9時）
1ヶ月超	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は、連絡ルートの一例

- ・災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容は、東成瀬村災害対策本部の指示に従いながら決める。
- ・当会と当村は、被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、当会は、主として小規模事業者の被害額を把握する。

確 認 方 法 ・ ・ ・ 統一の被害調査シートを活用

被害額の算定方法・・・事業の復旧に必要な資産に対する費用を見積もる。

被災した事業用資産の合計（内訳を以下の通りとする）

建物（店舗、工場、作業所、事務所、倉庫等）

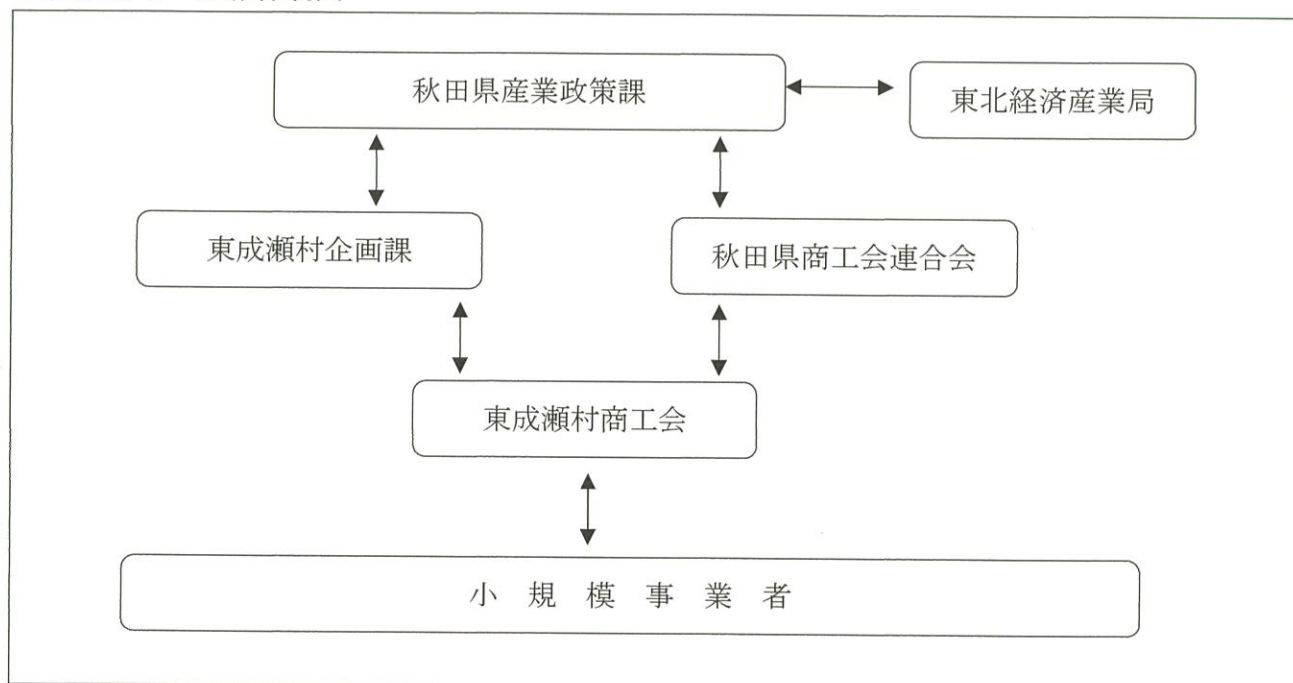
有形償却資産（工具、器具備品、機械装置、車両運搬具等）

棚卸資産（商品、製品、原材料等）

・ 当会と当村が共有した情報を、秋田県の指定する方法で県へ報告する。

・ 随時、商工会災害状況報告システム活用にて報告及び情報共有

■指揮命令・連絡体制図



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

・ 相談窓口の開設方法について、東成瀬村と相談する（国・県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

※当会が被災した場合は、安全性の確認と相談受入れ体制が整った段階で安全が確認された場所に相談窓口を設置する。

・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・ 応急時に有効な被災事業者施策（国・県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問やホームページ・SNS等により周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

・ 県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施

・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県や秋田県商工会連合会へ相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

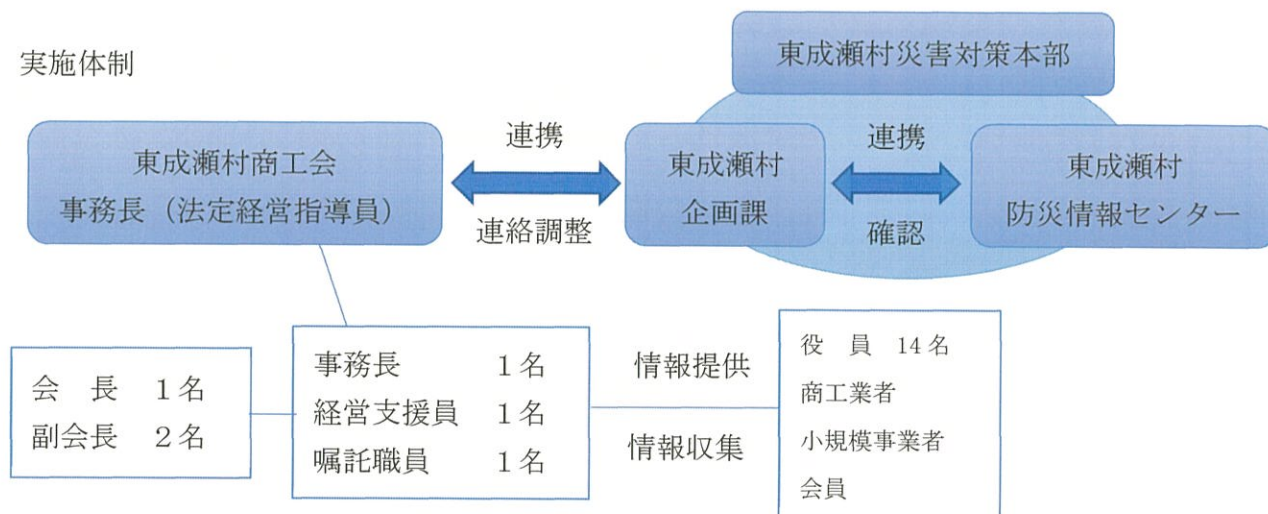
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 3 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 石川 友也 連絡先 0182-47-2151

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

- ・ 職員数 3 名 (ワンフロア) による本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 2 回)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会/商工会議所

東成瀬村商工会

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上野67-2

TEL : 0182-47-2151 / FAX : 0182-47-2152 E-mail : higasinaruse@skr-akita.or.jp

② 関係市町村

東成瀬村役場 企画課

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

TEL : 0182-47-3402 / FAX : 0182-47-3260 E-mail : kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp

※ その他 (必要に応じて、都道府県独自記載事項)

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	240	240	240	240	240
1. BCP策定セミナー開催費 講師謝金、旅費	70	70	70	70	70
2. 協議会開催費 専門家謝金、旅費	70	70	70	70	70
3. 普及・啓発費 ポスターチラシ等印刷費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・村補助金、事業収入等 上記経費のうち、講師や専門家の謝金、旅費については、当会規定に基づいて経費を算出している。 また、講師等の派遣依頼の際に専門家派遣機関や損保会社等が無償での対応となった場合は、当該経費が減額になる場合もある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③